

2025 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 み の や
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 正 木 宏 和
(コード番号：386A 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 佐 々 木 康 宏
(TEL 048-816-4550)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 6 月 16 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式500,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2025年6月30日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2025年7月17日(木曜日) |
| (4) 増加する資本金及び
資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2025年7月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、東海東京証券株式会社、丸三証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、むさし証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、マネックス証券株式会社及び松井証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2025年7月9日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2025年7月10日(木曜日)から
2025年7月15日(火曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2025年7月18日(金曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 大宮支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|-------------------------|---|----------|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 200,000株 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 埼玉県さいたま市大宮区
正木 宏和 | 100,000株 |
| | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
むさしの地域創生推進ファンド投資事業有限責任組合 | 100,000株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1. における募集株式の引受価額と同一とする。 | |
| (9) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|-------------------------|---|--------------|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 105,000株（上限） |
| | （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025年7月9日（発行価格等決定日）に決定される。） | |
| (2) 売 出 人 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社 | |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しである。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 105,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。） |
| (3) 申込期日 | 2025年8月18日（月曜日） |
| (4) 払込期日 | 2025年8月19日（火曜日） |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2025年7月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当方法 | 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。 |
| (7) 割当価格 | 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。） |
| (8) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 |
| (9) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 大宮支店 |
| (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。 | |
| (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (12) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 500,000株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 200,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限105,000株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2025年7月2日(水曜日)から
2025年7月8日(火曜日)まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2025年7月9日(水曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 2025年7月10日(木曜日)から
2025年7月15日(火曜日)まで |
| (6) 払 込 期 日 | 2025年7月17日(木曜日) |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2025年7月18日(金曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が105,000株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である正木宏和（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年6月16日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2025年7月18日（上場日）から2025年8月14日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,000,000株
公募による新株式発行による増加株式数	500,000株
公募後の発行済株式総数	3,500,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	105,000株（最大）
増加後の発行済株式総数	3,605,000株（最大）

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 652,400 千円（※）に、第三者割当増資の手取概算額上限 139,104 千円（※）と合わせた、手取概算額合計上限 791,504 千円については、以下に充当する予定であります。

① 新規出店

菓子小売事業の規模拡大のため、新規出店を目的とした設備投資資金として 636,504 千円（2026 年 6 月期 285,923 千円、2027 年 6 月期 242,000 千円、2028 年 6 月期 108,581 千円）を充当する予定であります。

② 既存店リニューアル

店舗老朽化に伴う改装と改装後のさらなる集客力の向上を図るため、既存店リニューアルを目的とした設備投資資金として 155,000 千円（2026 年 6 月期 35,000 千円、2027 年 6 月期 60,000 千円、2028 年 6 月期 60,000 千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（※）有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,440 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして考えており、企業体質の強化及び将来投資のための財源等を勘案したうえで、安定した配当を継続して実施することを基本方針としつつ、中長期的な配当性向は 20%程度を目標としております。

（2）内部留保資金の使途

内部留保につきましては、株主に対する安定的かつ継続的な利益配分を上場前と同様の方針として維持しつつ、今後の店舗展開に必要な設備投資等に充当し、経営基盤の強化、事業拡大に努める考えであります。

（3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記（1）、（2）に基づき、配当金のほかに、株主優待制度等による利益還元策についても今後検討を行ってまいります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2022 年 6 月期	2023 年 6 月期	2024 年 6 月期
1 株当たり当期純利益	14,073.59 円	130.45 円	238.08 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	600 円 (－円)	700 円 (－円)	10 円 (－円)
実績配当性向	4.3%	2.7%	4.2%
自己資本当期純利益率	16.4%	24.6%	33.3%
純資産配当率	0.7%	0.7%	1.4%

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
2. 1 株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
4. 当社は、2024 年 2 月 6 日付で普通株式 1 株につき 200 株の割合で株式分割を行っておりますが、2023 年 6 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。
5. 当社は、2024 年 2 月 6 日付で普通株式 1 株につき 200 株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、2022 年 6 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2022 年 6 月期（1 株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2022 年 6 月期	2023 年 6 月期	2024 年 6 月期
1 株当たり当期純利益	70.37 円	130.45 円	238.08 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	3.0 円 (－円)	3.5 円 (－円)	10.0 円 (－円)

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である正木宏和並びに当社株主である株式会社マサキコーポレーション、おかしのまちおか従業員持株会、内田和枝(注)の相続人、正木美恵、株式会社武蔵野銀行、正木惇也、正木友梨、正木理子、福澤富重、株式会社埼玉りそな銀行、三菱食品株式会社及び有限会社サンスイはみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2026 年 1 月 13 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025 年 6 月 16 日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(注) 内田和枝氏は2024年11月7日に逝去されましたが、本文書公表日現在で株主名簿の名義書換は未了であります。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。